

特別徴収税額の決定通知書のみが届いているかた

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与	専業主婦等	不労所得	配当所得	雑所得	課税所得	課税標準	総所得③	市民税	税額控除前所得割額④	0
	給与所得(所得金額調整控除後)	以外の合計	所得区分						山林所得		税額控除額⑤	3500
	その他の所得計								分離短期譲渡		所得割額⑥	
総所得金額①									分離長期譲渡	県民税	税額控除前所得割額④	0
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤						株式等の譲渡	税額控除額⑤		1500	
	医療費	配偶者						上場株式等の配当	所得割額⑥			
	社会保険料	配偶者特別						先物取引	均等割額⑦			
納付額	小規模企業共済	扶養						特別徴収税額⑧	控除不足額⑨			
	生命保険料	基礎						既充当額⑩	既納付額⑪			
	地震保険料	所得控除合計②						表引納付額(⑧-⑩-⑪)	変更前税額⑫			
6月分	10月分	2月分						(備考)	増減額(⑫-⑬)			
7月分	11月分	3月分							変更月			
8月分	12月分	4月分										
9月分	1月分	5月分										

納税通知書が届いているかたは 5 ページ目 (通知書右上に頁記載)

年度 市民税・県民税 課税計算明細書(その2)

通知書番号								5		
⑤税額控除	算出所得割計(アの計)	A	調整控除 B	配当控除 C	住宅借入金等特別税額控除 D	寄附金税額控除 E	外国税額控除及び税額調整 F	配当割額及び株式等譲渡所得割額	所得割(A-B-Gの合計) H	均等割 I
市民税	円	円	円	円	円	円	円	円	0 円	3500 円
県民税	円	円	円	円	円	円	円	円	0 円	1500 円
年税額(ア) = H + I		給与からの特別徴収税額(イ)		公的年金からの特別徴収税額(ウ)		差引普通徴収税額(エ) = (ア) - (イ) - (ウ)		所得割より控除することができなかった配当額又は株式等譲渡所得割額		円
		円		円		円		控除超過額		円

*控除超過額に金額の記載のある方につきましては、過額納金等還付(充当)通知書を送付します。